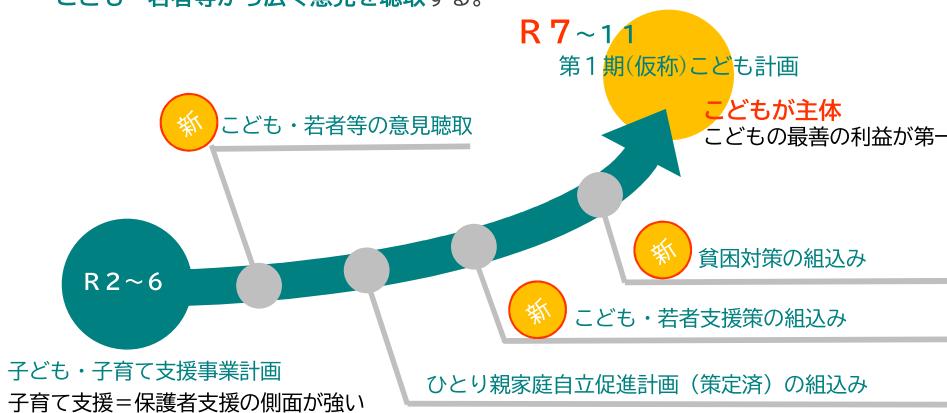


## 1 計画策定の考え方

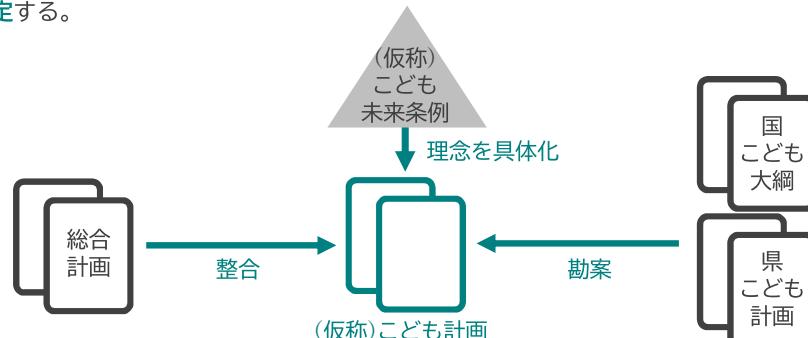
- 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）
- 「(仮称)こども計画」（以下、「こども計画」とする）は、これまで作成してきた「子ども・子育て支援事業計画」（現在、第二期）に加え、「ひとり親家庭自立促進計画」（策定済）や「子ども・若者計画」（未策定）、「市町村計画（貧困対策）」（未策定）を **一体的に策定**した計画とする。

また、すべての子どもの意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、**こども・若者等から広く意見を聴取する。**



## 2 他の計画等との関係

- こども計画は、市の総合計画と整合性を図る。
- こども計画は、今後策定する「(仮称)こども未来条例」の理念を体系的に具体化する。
- こども計画は、「(国)こども大綱」や「(県)こども計画(現在策定中)」を勘案して策定する。



## 3 骨子素案

※現在、「(仮称)こども未来条例」の理念や「(県)こども計画」の骨子が策定中であることから、現段階の骨子は素案とする。

### ■基本理念は「(仮称)こども未来条例」の理念を掲げる。

※現在条例案を作成中のため、第二期子ども・子育て支援事業計画の理念を仮に据置く。

■施設の方向は、子どもを主体として、「①こどものライフステージに応じた支援（3段階）」のほか、「②すべての子どもの成長過程における支援」、「③保護者支援及び社会全体による支え」を大きな柱とする。（詳細は 資料3 参照）

基本理念	施設の方向
	① こどものライフステージに応じた支援 施策1 安心してこどもを産み育てられる環境を整えます 施策2 こどもが成長できる環境を整えます 例) 新 高校、大学への進学機会の支援 新 施策3 若者が自らの意思で将来を選択できるよう支援します
(仮)こどもすくすく おとなしいきいき みんなで 育ち合うまちへ	② すべての子どもの成長過程における支援 施策4 すべての子どもの成長過程を支援します 例) 新 ヤングケラへの支援 新 こどもの権利の保障
	③ 保護者支援及び社会全体による支え 施策5 保護者への子育て支援を充実し、社会全体でこどもの育ちを支えます

## 4 今後のスケジュール(予定)

